

代表の概念に関する覚書（４・完）¹⁾

—P・ロザンヴァロンによる フランスの民主主義の歴史から—

只 野 雅 人[※]

- I はじめに
- II 代表の困難・未確定とフランス民主主義の歴史
 - 1 民主的普遍主義と代表の困難—フランスの特殊性（以上、1巻1号）
 - 2 普通選挙—「等質性」「平等」の希求（以上、1巻3号）
 - 3 「多様性」「アイデンティティー」の希求と「社会学的代表」
 - 4 「均衡民主制」（以上、2巻3号）
- III 今日のフランス民主主義と代表（以下、本号）
- IV 代表と民主主義の理念史が示唆するもの

III 今日のフランス民主主義と代表

1 「不完全な民主制」の勁さと脆さ

(1) 「均衡民主制」と「体現の病理」「多元主義の病理」

「均衡民主制」の形成について語ったロザンヴァロンが、その後直ちに付け加えるのは、その相対性と脆弱性である。その相対性は、「代表のメカニズムの中で作用する本源的矛盾を、その原理自体において廃棄するモデル」に依拠していないことに由来する。「均衡」は、2つの極の間を揺れ動く中で見出されるのである。脆弱性は、「伏在する緊張の絶えざる発酵とその実現に最も適した制度装置の不安定さ」とに起因している。本稿がロザンヴァロンを手がかりにたどってきたフランス民主主義の歴史は、まさに相対性と脆弱性の例証であった。それゆえ、「均衡民主制」は、常に「不完全な民主制」であり続ける²⁾。そして「不完全

※ 一橋大学大学院法学研究科助教授

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第3巻第1号2004年3月 ISSN 1347-0388

1) 本稿は、2巻3号掲載の拙稿同様、在外研究中に執筆したものである。それゆえ本来参照すべき多くの邦語文献が脚注に引用されていない。この点はいずれ機会をみて補いたいと考えている。

な民主制」であるがゆえに、「均衡民主制」は、代表理念の追求から生じる2つの脅威と直面し続けることになる。すなわち、「体现 (incarnation) の病理」(全体主義) と「多元主義の病理」である。

代表の困難の「ユートピア的解決」の試みである「体现の病理」—全体主義—は、人為的に、「その一体性において完全に判読可能な社会」を出現させようとする。権力は「一体性」と完全に同化し、「政治」と「社会」の乖離も解消される。そこから帰結されるのは、「各人に単一のアイデンティティーの再発見を可能にする統一された透明で等質な社会」という「ユートピア」である³⁾。

一方、「多元主義の病理」は、「アイデンティティーを産出する多元性の包括的把握において社会を考え組織化する試み」である。この場合社会は、「コーポリットな要求とクライアンテリスムのつながりの不協和音の併存」により細分化され(《市場民主主義》*démocratie de marché*)、やはり代表不可能になる。「単一の人民を体现する権力という全体主義的幻想とは離れて、社会が多数の孤立し分離した声に引き裂かれるとき、社会の表象は殆ど正反対の方向でかき乱される」のである⁴⁾。権力は、機械的に「需要供給の法則」に従うだけの道具になる。

すでに見てきたように、この2つの病理の一端は、フランス民主主義の歴史の中にも様々な形で見出される。だが、フランス民主主義はこれら2つの病理に決定的に侵されることはなかった。それはなぜか。ロザンヴァロンがその要因として指摘するのは、「他国よりも大きな、人民に感知可能な姿を与えることの困難さ」である⁵⁾。「均衡民主制」の両極には、ある意味で2つの病理にも通じる要素があるが、民主主義と代表の困難の基底にある双方の緊張が、一方の極にのみ向いた代表理念の追求を許さなかったというのである。逆説的にも、その「アポリア」と脆弱性が、「最も破壊的な代表の病理」からフランス民主主義を守ったということである。ロザンヴァロンが、民主主義が内包する「曖昧さ」「未確定」を簡単に晴らそうとしてはならないと述べたことの意味が、ここで想起され

2) *Peuple introuvable*, p. 305.

3) *Ibid.*, p. 306.

4) *Ibid.*, pp. 308–309.

5) *Ibid.*, p. 309.

よう。

(2) フランスにおける「均衡民主制」の脆さ

もっとも、かかる勁さの一方で、フランスにおける「均衡民主制」は、その特有の脆さをも内包している。ロザンヴァロンが「均衡民主制」へ向けた歩みの中に見出すのは、「フランスの場合と他の主要民主制とを近づける通常の代表制の進歩の歴史」⁶⁾であるが、フランスにおける「均衡民主制」の構成要素は、いずれも他の欧米諸国に比べると、以下のように極めて不安定である。それゆえフランスの「均衡民主制」は、かなり特殊な形態をとることになる。

まず第一に指摘されるのは、「政党民主制」の基盤の脆弱性である。ロザンヴァロンはこの点について、次のように述べている⁷⁾。

「政党の社会学的誘発生の弱さが、フランスでは、それらの制度的脆弱さと正当性の不十分さにより倍加された。異なるモデルに基づくものではあるが、社会民主主義体制（ドイツ、オランダ、スウェーデン・モデル）や利益集団の力学の評価に立脚したシステム（アメリカ的）は、政党に十分な地位を付与し、代表機能をより機能的かつ可視的にすることを同時に可能にした」。

革命以来の反結社法制⁸⁾が、フランスにおける《parti》に分権的構造を余儀なくし、中央集権的な近代政党の発展にブレーキをかけたことは先に指摘した通りである。そしてかかる法制の背後にあったのは、いうまでもなく、「革命期の一元論の根強い効果」⁸⁾である。たしかに左翼においては、「社会学的欠損」を補うため、政党の強固な組織化が進められた。しかし中道・右翼においては、第三共和制を通じ政党組織は未完成のままであった⁹⁾。第四共和制の発足期、例外的に、「政党民主制」の強化に向けた構想が具体的に提示される。共産党・社会党・

6) *Ibid.*, p. 168.

7) *Ibid.*, p. 310.

8) *Ibid.*, p. 311.

9) ルネ・カピタンは、1936年の論考の中で、「あらゆる民主主義国のうちで、フランスはおそらく政党が最も組織化されていない部類である」「どんな体制にあっても、議員はこれほどまでに政党から、あるいは集団からさえ、解放されてはいない」と述べ、「その一貫した単記投票制への忠誠は、何よりも政党への敵意から生じている」と指摘している（R. Capitant, «La crise et la réforme du parlementarisme en France. Chronique constitutionnelle française 1931–1936», *Jahrbuch des Öffentlichen Rechts der Gegenwart*, Bd.23, 1936, p. 9）。

MRPの「三党政治」のもとでの、「政党規約」の法制化に向けた試みである。しかし、「政党規約」は具体化することなく終わる。また「三党政治」のもとでの「政党民主制」は、「政党の独裁」「政党体制」との批判をも招き、極度の政権の不安定の中で、次第に後退してゆく¹⁰⁾。第四共和制崩壊後、ド・ゴールによって樹立された第五共和制が、発足当初、「政党体制」への強い不信に根ざしていたことも周知の通りである。こうした歴史は、フランスにおいて「単に歴史的事実としてではなく、組織化された形態にもとづき多元主義を考えることの本源的困難さ」¹¹⁾を例証するものといえよう。

比例代表制が定着しなかったことも、「政党民主制」の拡大に歯止めをかけた¹²⁾。しかもフランスの歴史で唯一本格的に比例代表制を採用した第四共和制下で極度の内閣の不安定が生じたことは、比例代表制に対する強い不信を残すことになった¹³⁾。加えて、政党の場合と同様に、「革命期の一元論の根強い効果」は、比例代表制導入をめぐる議論においても、大きな影響を及ぼしたと思われる。選挙改革をめぐる議論が活発化した第三共和制期、「比例代表」は、「国民主権」に立脚する当時の主流派の憲法学説からの、激しい批判に遭遇する¹⁴⁾。たとえば、カレ・ド・マルベールによる以下の指摘は、「革命期の一元論の根強い効果」を考える上で示唆的である¹⁵⁾。

「この一体性〔市民国の不可分一体性〕の概念は、フランス人民の政治的精神と制度の中に深い刻印を残した。……こうして《一般意思》を語ることで、

10) *Ibid.*, pp.312-313. 第四共和制初期における「政党民主制」の試みにつき詳しくは、只野雅人『選挙制度と代表制』178頁以下（勁草書房1995年）を参照。また、「政党民主制」についての実証的な研究として、中山洋平『戦後フランス政治の実験：第四共和制と「組織政党」1944-1952年』（東京大学出版会2002年）をも参照。

11) *Peuple introuvable*, p. 313.

12) *Ibid.*, pp. 313-314.

13) 詳しくは、只野・前掲注10) 228頁以下を参照。

14) 「比例代表」は、「主権の分割」につながる、代表の独立という革命以来のフランス代表制の理念に反する、といった批判がなされている。詳しくは、只野・前掲10) 120頁以下を参照。選挙制度の一類型である「比例代表」と「主権の分割」を結びつける議論の背後には、やはり「一元論」の影響が認められるように思われる。

15) R. Carré de Malberg, *Contribution à la théorie générale de l'Etat*, Sirey, 1922, t. 2, p. 472, note (4).

革命期のテキストは、集団や党派の間に存在しうる意見の多様性にもかかわらず、国民の意思を一体性へと導く。同様に、革命期の選挙体制は、代議士は国民全体から選ばれるという理念に立脚していた。これら一体性的観点（vues unitaires）は、論理的に、多数選挙制を導き、比例選挙を排斥する」。

最後に、「他国より一層際だった、政治的に組織化された経済的社会的利益の表明形態の実施に対する躊躇」が確認される¹⁶⁾。「社会的経済的利益」の表明が、結局「諮問」という形にとどまったことは先に見たとおりである¹⁷⁾。

こうした特殊性と脆さを内包するフランスの「均衡民主制」は、さらに1980年代以降、重大な「危機」に直面することになる。

2 社会の「不可視化」と政治の「脱社会学化」—「代表の危機」

70年代から80年代にかけて、フランスにおいて次第に顕在化してきた「代表の危機」、それはロザンヴァロンによれば、何より「社会における差異化のシステムの可視性の大幅な低下」¹⁸⁾である。政党やSyndicat、諮問行政、経済的民主主義など、フランスにおける「均衡民主制」を支え、社会をまがりなりにも「可視的」なものとしてきた諸要素の機能が次第に低下してきたというのである。それゆえそれは、「政治代表の危機」にとどまらず、「社会的表象」の危機でもある。「危機」は、投票行動の不安定化、そして選挙・政治の「脱社会学化」という形をとる。

もちろんフランスに限らず、資本主義社会の成熟とともに、政党システムや投票行動には大きな変化が生じてきた。普通選挙の導入と相前後して、複数の社会的対立軸を基盤に形成された西ヨーロッパ諸国の政党システムは非常に安定したものであった¹⁹⁾。社会構造に根ざした政党システムは堅牢であり、個々の政党組

16) *Peuple introuvable*, p. 313.

17) もっとも、ロザンヴァロンによれば、1960年代にひとつの転機が訪れる。69年、ド・ゴールによる利益職能代表の第二院案がレファレンダムによって否定される一方で、「経済計画（Plan）」という、独特の形態が登場することになる。「現代経済の管理に不適合な議会主義の超克」を目指す《Plan》を通じて実現されるのは、ロザンヴァロンによれば、「公権力と社会職能代表の協力」であり、それはある種の「参加」と「社会の代表」を実現しようとするものである（*Ibid.*, pp. 320-321）。

18) *Ibid.*, p. 323.

組織も、「大衆政党 (Mass Party) モデル」にみられるように、支持者を強固に組織する²⁰⁾。かかる安定的な政党システムは、有権者の中に、ある種の集団的社会的アイデンティティーをも生み出すことになろう。ロザンヴァロンが、今世紀初頭の「政党民主主義」や「世論と利益から社会を再編する」政党の役割について語る場合、念頭にあるのは、かかる政党のイメージであろう。

しかし、ポスト産業化の時代を迎え、階級対立が弱まり、左翼を含む多くの政党が政権参加を経験する中、政党の主張の差異は小さくなり、各党は固有の支持基盤を離れ、幅広い有権者を求めるようになる (いわゆる包括政党 catch-all-party)²¹⁾。有権者の投票行動の変化は、当然ながらかつてよりも大きくなる²²⁾。かつての「イデオロギー投票」にかわり、「戦略的」にその時々争点に応じ投票行動をスイッチする《New Voter》の存在が、政治学において語られるようになる²³⁾。

フランスにおいては、産業構造転換の遅れもあり、50年代から60年代にかけて

-
- 19) こうした西欧諸国における政党システムの形成のメカニズムを説明する有力な仮説として知られるのが、いわゆる《cleavages》理論である。すなわち、「中央＝周辺」「教会＝国家」「地主＝産業資本」「資本家＝労働者」といった社会的「亀裂 (cleavages)」が、産業革命以降、普通選挙と相前後する時期に、ヨーロッパ諸国における政党システムを生み出したとの見方である。S. M. Lipset and M. Rokkan (ed.), *Party systems and voter alignments: Cross-national perspectives*, Free Press, 1967. この点に関しては、以下も参照。岩崎正洋『政党システムの理論』67頁以下 (東海大学出版会1999年) ; P. Mair, *Party system change*, Clarendon Press, 1997, p. 3 et s.
 - 20) 「大衆政党」および「包括政党」の概念につき、P. Mair, *op. cit.*, p. 93 et s. を参照。
 - 21) P. Mair, *op. cit.*, p. 94 et s.
 - 22) 《cleavages》理論はいわば政党システムの「凍結」を帰結することになるが、かかる「凍結理論」については、60年代以降の、ポスト産業社会における政党システムの変動や有権者の投票行動の頻繁な変化を十分説明できないとの批判がある。これに対して、メーアは、個々の政党は変化しても、「政党システム」それ自体の変化は必ずしも大きくないことを指摘している (P. Mair, *op. cit.*, p. 45 et s.)。もつともメーアは、社会との連携の弱体化は、「カルテル政党」というある種の「病理」を帰結しているとも指摘している (*Ibid.*, p. 107 et s.)。「カルテル政党」をめぐることは、以下も参照。高見勝利「市民社会・国家・政党のトライアド」法律時報73巻9号97頁。
 - 23) 投票行動分析に関するフランス語の文献として、さしあたり以下などを参照。D. Boy et N. Mayer, *L'électeur français en question*, 1990 ; C. Ysmal, *Le comportement électoral des français*, La Découverte, 1986 (森本哲郎訳『選挙と投票行動の政治学』法律文化社1994年)。

は、かかる変化は必ずしも明瞭にはあらわれなかったが、70年代後半以降については、選挙社会学者により、伝統的な投票行動の変化と選挙結果を左右する「戦略的投票者」の存在が、やはり指摘されるようになった²⁴⁾。投票行動についての「フランスの例外性」の終焉が語られるようにもなる。「労働者・サラリーマン中間層連合」を「社会学的基盤」として誕生したミッテラン政権が、80年代中葉以降経済運営に行き詰まり、次第に社会主義色を薄めていったことで、投票行動の不安定化と政治の「脱社会学化」は急速に昂進した²⁵⁾。「統治政党」の支持率の低下、極右・国民戦線の台頭、総選挙のたびごとに「定期的」に繰り返される政権交代など、「社会の不可視化」「政治の脱社会学化」の兆候は数多い²⁶⁾。それらは「社会的表象の危機」そのものでもあるだけに、変化は政党システムや投票のみにはとどまり得ない。「均衡民主制」の他の支柱であったサンジカリズムや「諮問」にも、当然ながら大きな影響が及ぶ²⁷⁾。こうした変化の帰結について、ロザンヴァロンは次のように述べる。

「80年代は、対決民主制から、個人的責任の告発や個人の非難に立脚する、帰責（imputation）民主制への移行により特徴づけられる。競合する社会勢力の主要な歴史的対立は、個人のみについての活動とモラルの評価に道を譲った。」「政治家はもはや状況や経験を判読可能にするものではなくなった。彼は平凡な管理人＝受任者に変質した。それゆえ、暗黙裡に、民主主義の困難を克服する助けになりうると誤った期待を抱いて、人は旧来の個人的選挙

24) J. Capdevielle et al., *France de gauche vote à droite ?*, nouvelle édition, Presses de sciences po, 1988.

25) 前掲注23) 引用の文献の他、以下を参照。D. Boy et N. Mayer, *L'électeur à ses raisons*, Presses de sciences po, 1997 ; P. Habert, *Le nouvel électeur. Chroniques électorales : 1988-1993*, Vinci, 1996 ; 只野・前掲注10) 391頁以下。

26) 特に90年代以降の選挙社会学者による以下の一連の投票行動の分析を参照。それぞれの表題自体が、「危機」の様相を物語っている。T. Bonenfant et al., *Le vote éclaté*, Presses de sciences po, 1992 ; P. Habert, P. Perrineau et C. Ysmal (dir.), *Le vote sanction*, Presses de sciences po, 1993 ; P. Perrineau et C. Ysmal (dir.), *Le vote de crise*, Presses de sciences po, 1995 ; P. Perrineau et C. Ysmal (dir.), *Le vote surprise*, Presses de sciences po, 1998 ; P. Perrineau et D. Reynié, *Le vote incertain*, Presses de sciences po, 1999 ; P. Perrineau et C. Ysmal (dir.), *Le vote de tous les refus*, Presses de sciences po, 2003.

27) *Peuple introuvable*, pp. 332-333.

観へと戻ったのである。」

かかる政治の「個人化 (personalisation)」は、ロザンヴァロンによれば、「エリート批判」によっても倍加される。「エリート」の概念は、これまで見てきたように、「傑出性」「能力」等々、形を変え様々に代表の歴史に現れてきた。しかしそれはいずれにせよ、「様々な社会集団内部の一種の資格 (qualification)」と不可分のものであった。「社会的表象」の崩壊の中で現れた、批判の対象としての「エリート」は、社会集団から「外部化」された、極めて否定的意味合いの強いものである²⁸⁾。それは、政治における「能力概念」の危機でもある。「個人的能力の要素を社会的基盤の変数に混合した旧来の *éligibilité* の基準はもはや認められず、『よき代表』の概念を一層不安定にしている」²⁹⁾と、ロザンヴァロンは述べる。

代表が以上のように、「自生的な社会的同定 (identification) の諸形態」の構成・表明という役割を失った結果生じているのは、「帰属の脱退と解体の感情の拡散」である。我々はこうして、当初の代表のアポリアに立ち返ったことになる。ロザンヴァロンは述べる³⁰⁾。

「我々が経験した状況は、今や初めて現にホップスやロックの著作が含意していたモデルに対応している。我々は実際、社会が可視的実体を持たず、その組織化原理を固有に政治的な形態にしか見出し得ないような状況に立ち至った。」

かかる状況は、いうまでもなく、フランスに限ったものではない。こうした中、「代表」にどのような役割を見出すことが、またそれを通じてどのような「民主主義の歴史」を展望することが可能なのか。最後にこの点を確認することで、ロザンヴァロンによる「民主主義の歴史」の検討を終えることにしよう。

28) なお、かかる「エリート批判」が、極右に代表される、欧州諸国におけるポピュリズムの言説に共通していることにつき、Y. Mény et Y. Surel, *Par le peuple, pour le peuple*, Fayard, 2000, p.69 et s. かかるポピュリズムの伸張の背景には、欧州統合、移民問題と並び、政党を中心とした「集団的媒介 (médiation)」のシステムの摩滅も指摘される (*Ibid.*, p. 86 et s.)。

29) *Peuple introuvable*, pp. 333-334.

30) *Ibid.*, p. 337.

３ 「歴史」としての民主主義と代表

旧来の中間団体を通じた、あるいはかつての「政党民主制」のような形での、社会的アイデンティティーの再生が困難であるとするならば、求められることになるのは、代表と民主主義の根本的な再定式化である。もっとも、ロザンヴァロンによれば、大きな困難を伴うそうしたラディカルな選択を回避する手法が考えられないわけではない³¹⁾。

そのひとつが、「手続的民主主義 (démocratie procédurale)」である。「手続的民主主義」とは、ロザンヴァロンによれば、「民主主義を非実体化 (désubstantialiser) し、厳密な権利構成 (agencement de droits) に帰着させる」理論である³²⁾。ロザンヴァロンは「手続的民主主義」の意味について、詳しく述べていないが、その代表的論者としてあげられているのは、ロールズ、そしてとりわけハーバーマスである。かかる試みが魅力的なのは、ロザンヴァロンによれば、それが「法の次元と意思の次元」(リベラリズムと民主主義の関係)の間の緊張、そして代表の困難に関わる「一般性と自同性 (identité)」の間の緊張の解消を可能にするからである。

しかしながら同時に、「暗黙裡に、抽象的普遍主義の法原理を、道徳的妥当性から歴史的眞実へと移行させる」³³⁾このアプローチについて、哲学的・技術的な議論の精緻さにもかかわらずロザンヴァロンが懸念するのは、その「実践的な妥当性」である。ロザンヴァロンは次のように述べる。

「理論的考察は、なるほど、それらの自律性を正当に要求しうる。しかし、

- 31) こうした手法として、「手続的民主主義」「アイデンティティーの称揚」の他にロザンヴァロンがあげているのは、「想像上の人民 (peuples imaginaires)」という、新たなアイデンティティー創出の試みである (*Ibid.*, p. 340 et s.)。それは、世論調査の頻用、極右に典型的な「国民の称揚」(「生物学的基準」にもとづく「排除」による「国民」の定義)、メディアによる「情念の共同体の演出」といった形をとるとされる。
- 32) *Ibid.*, p. 338. 近時の日本の憲法学における理論動向とも深く関わる論点であるが、ここでは、「手続的民主主義」それ自体について立ち入った検討を行うことはできない。ロザンヴァロンの述べるところを紹介し、彼がとりわけ重視する「歴史の構築」という視点の重要性を指摘するにとどめざるを得ない。なおこの点では特に、ハーバーマスに着想を得た「民主政」論として、毛利透『民主主義の規範理論』(勁草書房2002年)を参照。
- 33) 以下の引用とともに、*Peuple introuvable*, p. 339.

市民が感ずる不満をそれらが考慮しうるかどうかは、依然として本質的問題である」。

この指摘は、「理論と実践」という、ある意味で単純な問題にはとどまらない。そこで問われているのは、民主主義の「法的 (juridique) モーメント」と「社会的 (社会史的) モーメント」という問題である。「手続的民主主義」が「法の回復という正当な配慮と理論の刷新という賞賛さるべき試み」に対応するものであることを認めつつも、ロザンヴァロンが懸念するのは、「それらが現実の社会について語ることを放棄するに至る」のではないか、ということである。ロザンヴァロンにとっての「民主主義」、それは何よりも「歴史の構築」であり、現実の社会や政治的な営みとの関わり抜きには考えられないものである。「社会的アイデンティティーの認識・表明」は、そうした視座において考えられることになる。ロザンヴァロンは、次のように述べている³⁴⁾。

「それゆえ、手続的定義 (決定と正当化のメカニズム) にも、本質主義的アプローチ (権力と代表の《社会的資質》の考慮) にも満足するわけにはいかない。民主主義は、時間の関数である。」「集団的政治主体としての人民は、実際それ自体時間の形象である。人民は実体的に歴史である。民主主義は、それゆえ、単に共同体に自己統治を可能にするシステムではなく、共通のアイデンティティーがそこで構築される体制でもある」。

ロザンヴァロンによれば、「手続的民主主義」の隆盛は、何より今日における「民主主義の実体 (chair)」を考える困難さの拡大と軌を一にするものでもある。しかし以上のように、「手続的民主主義」は、ロザンヴァロンにとっては「解決」ではなく、あくまでその「兆候 (symptôme)」と見られるべきものである。

一方、政治の不安定化、「脱社会学化」の中で次第に顕在化してきたのが、新たなアイデンティティーの主張である。90年代のフランスにおいてとりわけ問題となったのは、周知のように、「民族」³⁵⁾、そして「女性」—《parité》の主張—

34) *Démocratie inachevée*, pp. 410–411. 「即時的民主制 (démocratie immédiate)」を批判する中の一節である。ちなみに、かかる視座から、インターネット時代の《télé démocratie》は、「民主主義の歴史的側面」を抹消するものとして批判されている。

である³⁶⁾。ロザンヴァロンはこのうち、特に後者について立ち入った検討を加えている。

ロザンヴァロンがまず《parité》の主張の中に見出すもの、それは、1860年代における「労働者代表」の主張との類似性である³⁷⁾。民主主義（あるいはこの場合は共和制的普遍主義）への失望、そして代表の「差異化」「分離」の要求、という点で、たしかに両者は共通している。普遍主義の立場からの批判を招いた点でも、両者は共通する。たとえば、1982年の憲法院判決が、選挙権と被選挙権の平等に関する憲法原則を引き、「憲法的価値をもつこれら諸原理は、カテゴリーによる選挙権者あるいは被選挙権者のあらゆる分割と相容れない」として、地方選挙におけるクォータ制の導入を違憲としたことは周知の通りである³⁸⁾。

しかし、ロザンヴァロンによれば、両者を全く同じように捉えるわけにはいかない。《parité》をはじめとする新たなアイデンティティーの主張は、社会学的に判読が困難となった社会における「補償的とも形容しうるアイデンティティーの表明」という性格をもっているのである。こうした「従来の社会学的規則がもはや組織化しない、不透明な社会における代表可能な相違の模索」が導くもの、それはロザンヴァロンによれば、「逆説的」にも、「自然秩序の明証性の推

35) この点に関する近時の動向として特に重要な意味をもつと思われるのが、ニュー・カレドニアに特有の「市民権」や「地邦法律 (loi de pays)」の制定権などを認めた1999年の憲法改正である。この憲法改正につき、南野森「ニューカレドニアに関する特例措置の合憲性と地邦法律の審査」辻村みよ子編集代表『フランスの憲法判例』355頁（信山社2002年）などを参照。

36) こうした新たなアイデンティティーの表出と民主的普遍主義・普遍的平等観との緊張について要領のよい概観を与えるものとして、以下を参照。山元一「《一にして不可分》の共和国の揺らぎ」日仏法学22号（2000年）22頁；C. Grewe, «L'unité de l'État : entre indivisibilité et pluralisme», *RDP.*, 5/6-1998, p. 1357 et s.

また、フランス的「普遍主義」と《parité》の関係をめぐる議論や、《parité》を具体化した1999年の憲法改正について、特に糠塚康江による一連の論考を参照。糠塚康江「国家像の変容と平等原則」関東学院法学8巻1号1頁；「パリティの提案と『市民』概念」関東学院法学8巻2号89頁；「フランス社会と平等原則」日仏法学22号67頁。なおいうまでもなく、ロザンヴァロンによる《parité》をめぐる以下の考察は、1999年の憲法改正以前のものである。

37) *Peuple introuvable*, p. 348.

38) Décision n° 82-146 DC du 18 novembre 1982, *J.O.*, 19 novembre 1982, p. 3475, *Rec.*, p. 66. この判決につき、武藤健一「選挙におけるクォータ制の違憲性と『政治的選挙』」辻村編・前掲注35) 122頁など参照。

定」である³⁹⁾。

もっとも、フランスにおける《parité》の主張は、必ずしも「自然秩序の明証性の推定」を前面に押し出していたわけではない。《parité》は「共和主義的平等原理の完成である」という主張、あるいは「男女の別は *humanité* と不可分であり、他の区別とは異なる」といった議論もなされた⁴⁰⁾。これに対してアメリカでは、フランスとは異なり、代表の「差異化」「分離」をめぐる主張は、「人種的ゲリマンダリング」⁴¹⁾などに見られるように、極めてラディカルな形をとってきた。かかるアメリカの経験に照らしロザンヴァロンが何より懸念するのは、「少数派の公正な代表の条件をめぐる議論が、社会を閉ざされたアイデンティティーに固定化しかねない」という点である⁴²⁾。かかる議論においては、「鏡としての当選者の存在論的諸属性がその代表制を保証する」ものと考えられる。しかし、そこで想定されているのは、「代表の資質の基礎としての集団の全員一致」である⁴³⁾。「自然秩序」に根ざした集団の構成員がみな等質の利益をもつとの想定は、問題とならざるを得ないであろう。《parité》の提起する問題は、「労働者代表」同様、社会の多様性の代表を考える上で、極めて重要である。だが他方で、「普

39) *Peuple introuvable*, p. 352.

40) 詳しくは、糠塚・前掲注36)「フランス社会と平等原則」90-94頁参照。ロザンヴァロンは、新たなアイデンティティーの主張と共和主義的平等を重ね合わせるかかる議論は、まさに「特殊フランス的」としてしている (*Peuple introuvable*, p. 353)。

41) この点をめぐってはさしあたり以下などを参照。倉田玲「ゲリマンダリングと合衆国の投票権法制(上)(下)」立命館法学268号53頁、269号24頁；森脇俊雅『小選挙区制と区割り』63頁以下(芦書房1998年)；ラニ・グイニア『多数派の専制』(新評論1997年)。

42) 近時のフランスでは、公立学校でのイスラム教徒の女生徒のヴェール着用が議論を呼び、公立学校等での宗教的標章の佩用を禁じる法案が下院・国民会議で可決された(2004年2月現在)。立法化を支持する論拠のひとつは、ヴェールの容認は閉ざされた「共同体」の形成——フランスでは「コミュニタリアズム」といわれる——につながる、というものである。この「コミュニタリアズム」の用語法はいささか特殊であるが、フランス語圏においては、「コミュニタリアズム」は、政治的共同体内部における閉ざされた共同体の形成といった意味での「多文化主義」と同義で用いられる傾向がある(J.Lacroix, *Communautarisme versus libéralisme. Quel modèle d'intégration politique ?*, Editions de l'Université Bruxelles, 2003, pp. 12-13)。

43) *Peuple introuvable*, pp. 353-354.

遍主義の完成」—「排除」されたものの統合—の要求を超えた代表の「差異化」「分離」をめぐる主張には、かかる「陥穽」が常につきまとうことになる。

さて、以上のアプローチのいずれをもとり得ないとするならば、代表と民主主義について、どのような方途がなおあり得るのだろうか。この点に関し、『見出しがたい人民』の最後でロザンヴァロンが提示する方向性は、必ずしも明瞭なものではない。しかしそこには、「代表の理念史」「歴史としての民主主義」を貫く視点が、色濃く投影されているように思われる。

ロザンヴァロンがとりわけ強調するのは、代表の「認識 (cognition)」「解釈」としての側面である。代表のかかる側面は、すでに見てきたように、民主的抽象の原理に立脚する「政治」の不十分さを補う役割を果たしてきた。かかる側面は、社会が容易には判読し得ないものとなり、「記述的」代表がもはや困難な今日、決定的に重要な意味をもつことになる。「社会をそれ自体において明らかにする」⁴⁴⁾ことこそが、政治の第一の任務となるからである。

それでは、判読可能性を大きく喪失した社会における「認識・解釈」の営為は、どのような視角からなされることになるのか。すでにみたように、民主的普遍主義・一元論と社会的多様性の両立という難題を抱え続けてきたフランス民主主義の理念史において、「利益の凝集形態を合法化し、国家と個人の間で中間的な制御の極を創設することにより、社会をより統治可能にするべく、19世紀末に『発明された』カテゴリー」⁴⁵⁾が「社会 (le social)」であった。だが今日においては、この「社会」の衰退のもとで「代表の危機」が生じているだけに、「認識・解釈」の手がかりとなる視点の模索は、「代表の再生」の方途と不可分である。

ここでロザンヴァロンが提示するのは、「歴史」という視点である。すなわち、「集団のアイデンティティーを歴史形態にもとづき、安定した共通の資格としてよりもはるかに、交錯した道程、並行した歩みとして理解すること」⁴⁶⁾こそが重要だというのである。そこから帰結されるのは、「写真」「鏡」になぞらえられる

44) *Ibid.*, p. 355.

45) *Ibid.*, p. 357. なお、「社会 (le social)」の概念をめぐることは、特に以下をも参照。
J. Donzelot, *L'invention du social. Essai sur la déclin des passions politiques*, Edition du Seuil, Collection «Points Essais», 1994.

46) *Peuple introuvable*, p. 356.

ような、「受動的」な代表ではない。代表（＝表象）は、「能動的なアイデンティティーの希求」⁴⁷⁾としての性格を帯びる。それは、意思による創造の営為である「政治」の役割とも重なり合う。ロザンヴァロンは、次のように述べている⁴⁸⁾。

「代表はそれゆえ時間の中で社会が活動のための形をとるプロセスとして理解されねばならない。このアプローチは更に直接的に能動的な政治概念に関わる。政治はこの場合、安定的に社会を組織するような創設の瞬間にはさして存しない。政治は、政治の意味を産み出す試練と示威の空間を規定する。共通世界の構築は単に共有された価値にのみ立脚するのではない。それは、『我々』に形態を付与すべく、相違を受容しそれらの共存を組織化することを可能にするルールが発見されることを想定する。」

このように理解される民主主義、それはまさに「常に不完全・未完成な形態により特徴づけられる体制」である。それは絶えざる「社会」に対する「認識」「解釈」の営為でもある。その積み重ねの中で共通の領域が形成され、刷新されてゆく。それゆえにこそ、本稿の「はじめに」でも述べたように、「人々の闘争と世界の表象 (représentation) との交錯点」を捉えるための、「鎖の両端をつなぐ企図」としての民主主義の理念史の試みが、繰り返されねばならないのであろう。もっとも、ロザンヴァロン自身も、そうした試みの先に明確な展望を提示しているわけではない。

IV 代表と民主主義の理念史が示唆するもの

以上、ロザンヴァロンが描く民主主義の歴史をたどってきた。常に「現実の社会」との接点を追いつながら「理念史」の試みであるだけに、かなり立ち入った詳細な紹介を行うこととなった。現実の制度や憲法理念との関わりなどにつき、筆者の「解釈」や補足も交えつつ論述を進めてきたが、筆者自身の視点は明瞭な形では提示してこなかった。そこで本稿を結ぶに当たり、ロザンヴァロンの民主主義の歴史が示唆するものを素描することで、その詳細な検討を試みた意味を、簡単ではあるが明らかにしておくことにしたい。

47) *Ibid.*, p. 356.

48) *Ibid.*, pp. 359-360.

1 「社会学的代表」をめぐる

(1) 「社会学的代表」の概念

ロザンヴァロン「民主主義の歴史」は、様々な重要な視点を含んでいるが、とりわけ示唆的と思われる点のひとつが、日本で「社会学的代表」と呼ばれるものと関わる部分である。日本においてこの概念を提唱した芦部信喜は、小選挙区制を批判的に検討した論考⁴⁹⁾の中で、「国民代表という『代表』をもつば政治的代表的の意味に限定せず、社会学的代表的の意味を含む概念だと解する理論の重要性」を指摘している。

芦部は、小選挙区について、「選挙人意思に多党制を支える社会的基盤が存在する場合に、政党の二元的傾向を助成する小選挙区制を採用すれば、選挙人の意思と議会意思との間に大きな不一致が生ずるので」、「代表の不正確性」をめぐる問題が重大な問題となること、またロ J.F.S. ロスの論考を引きつつ、「議員の地位が地元利益の保護や政党への忠誠を前提とするものだとすれば……その選挙区で他の政党を支持する有権者の意思・利益は、実際には議会に反映されなくなる」こと、などを指摘し⁵⁰⁾、そこには代表民主制の理論と関連する原理的な問題が含まれているとする。その上で、「代表民主制は少なくとも、『国内の地域的・社会的および経済的諸利益の公正かつ実効的な均衡のとれた代表を確保する』ことによつてのみ、真に本来の機能を発揮できると解すべきであろう」と述べる⁵¹⁾。

芦部によれば、ここから、「国民代表という『代表』をもつば政治的代表的の意味に限定せず、社会学的代表的の意味をも含むと解する理論の重要性」が帰結される。芦部は続けて、「社会学的代表」の意味について次のように述べている。やや長くなるが、そのまま引用する⁵²⁾。

「古典的な代表概念は、現に具体的な国家に実存する国民がどのような意見

49) 芦部信喜「小選挙区制の論理と議会政」『憲法と議会政』389頁（東京大学出版会1971年）。特に407頁以下を参照。この点に関連して以下も参照。高見勝利「芦部憲法講義ノート拾遺第6回・政治代表の構成要素とその憲法的意義——国民代表の原理と構造（二）」法学教室2000年12月号81頁。

50) 芦部・前掲注49) 407-408頁。

51) 同・409頁。

52) 同・409-410頁。

をもっているか、という実体とは無関係に構成されている」「したがって、この代表理論は、議員が利益団体や政党の代表者・受任者として行動するという事実によって、ますます現実的な基礎を欠く不思議な幻想であることを露呈するに至る。ここに新しい代表概念、すなわち議会が国民を代表するとは、議会が、現に国民の間に存在し互いに衝突する複雑な利益状況を、その構成・組織の面においてもできるだけ忠実に反映している、という社会学的な現象を意味する、と考える説が強調されるようになった理由が存するといえよう。」

かかる見解に対しては、以下のように、代表の原理ともかかわるいくつかの問題を指摘することができる。しかしロザンヴァロンの論考は、それらに対する一定の解答を用意しているように思われる。

まず問題となるのは、代表が、「現に国民の間に存在し互いに衝突する複雑な利益状況を、その構成・組織の面においてもできるだけ忠実に反映」するということの意味である。芦部による「社会学的代表」の概念は、特にモーリス・デュヴェルジェの論考⁵³⁾に着想を得たものと思われる。しかし、デュヴェルジェ自身は、代表における「法学的側面」から「社会学的側面」への変化を重要なモーメントとして捉えつつも⁵⁴⁾、周知のように、「代表の世論に対する忠実性」という観念には批判的である。カントによる、人間には知覚しえないものそれ自体《noumène》という観念を引きつつ、デュヴェルジェは、次のように、国民代表は「肖像画がそのモデルを描き出す (représenter) ように、国民を代表 (représenter) する」という考え方に鋭い批判をむけている⁵⁵⁾。

「おそらくは、《noumène》的な世論が、世論《それ自体》が、《生の世論》が存在している。しかし我々は、それを直接捉えることはできない。それは

53) M. Duverger, «Esquisse d'une théorie de la représentation politique», *Mélanges Achille Mestre. Evolution du droit public*, Sirey, 1956, p. 211. デュヴェルジェのこの論考の詳細な分析として、高橋和之『国民内閣制の理念と運用』211頁以下（有斐閣1994年）をも参照。

54) この変化の意味につき特に、高橋和之『現代憲法理論の源流』398-399頁（有斐閣1986年）を参照。

55) M. Duverger, *op.cit.*, pp. 214-215, et 216.

政治的にはあらかじめつくられた枠組みを通してしか、《政治代表の諸カテゴリー》とでも呼びうるようなもの、すなわち政党と選挙制度を、通してしか表明されない。」

「肖像画がどこまでモデルに忠実であるかは、モデルが知られている場合にしか確定できない。この場合、モデルは把握不可能である。」「代表の忠実性の問題はそれゆえ、あらかじめ存在する世論の単純な記録の問題ではない。単純な記録など存在しない。常に解釈と歪曲とがあるのだ。」

利益職能代表を検討した際にすでに見たように、代表されるべき一定の社会的実質が所与として存在しており、代表に先立って存在するそうした実質を、一定のカテゴリーあるいは「尺度」を通じ「代表」することが可能であるとする発想が、代表の「社会学的側面」が顕在化する過程の中で存在していたことは事実である。このように考えるならば、たしかに、「問題となるのは記録し再生することであり、代表の本質的資質は忠実性となる」⁵⁶⁾。だが、そうした実質を把握可能とするカテゴリーや尺度それ自体が、曖昧さ・恣意性を免れないことは、ロザンヴァロンによりつつ、すでに確認したとおりである（Ⅱ 3(3)）。またそうした実質を正面から想定すること自体が、等質で平等な市民から構成される政治的共同体—「国民」あるいは「人民」—という、人間解放のための近代の法的前提と抵触することにもなる。社会の変化もそうした想定を困難なものとする。それゆえまさにロザンヴァロンが述べるように、団体社会とは異なり、「多様性が性質を変え、もはや安定的に社会に印される与件としては理解されない」近代社会においては、「世論と利益から社会を再編する」代表の「構成的」営為が重要な意味を帯びることになる。「現に国民の間に存在し互いに衝突する複雑な利益状況」を直視するならば、それらを「再編」する代表の「構成的」営為は、多様かつ多元的な形をとらざるをえないであろう。

このように、「現に国民の間に存在し互いに衝突する複雑な利益状況」を代表の理論形成の中で直視することは、過度の利益代表民主制に道を開くのではないか、との懸念も生じよう。それらをできるだけくまなく反映することで、代表を

56) G. Burdeau, *Les régimes politiques. Traité de science politique* t.5, 3^e éd revue et augmentée, LGDJ, 1985, p. 248.

通じた諸利益相互間の均衡を図る、というのが、上の芦部の指摘から想定されるひとつの答えであるように思われるが⁵⁷⁾、ここではさらに、フランスの「均衡民主制」が、まがりなりにも「コーポリットな要求とクライアンテリスムのつながりの不協和音の併存」により細分化されることを免れた⁵⁸⁾とのロザンヴァロンの指摘が、あらためて想起されるべきであろう。「アイデンティティーを産出する多元性の包括的把握において社会を考え組織化する試み」とはなお一線を画し、利益と世論を「新たな多元主義」へと再編し「個人と共同体との間の均衡」を生み出す代表の営為の重要性が、確認されなければならない。

(2) 「民意」の「解釈」

「代表の忠実性」に対する上のデュヴェルジェの批判は、いまひとつ重要な論点を含んでいる。すなわち、現代の民主制における代表の役割は、「国民内部における様々な精神家族の分布の、それらのあらゆるニュアンスと多様性における、可能な限り忠実な模型である議会」をつくり出すことではなく、「統治者と政策を選ぶ」ことだという主張である⁵⁹⁾。デュヴェルジェは、前者＝「意見の代表」と後者＝「意思の代表」を対比して、次のように述べる⁶⁰⁾。

「意見の代表は受動的である。というのも、それは、直接には具体的政策と関わらない、それに応じた政府の決定を意味しない、選好の表明だからである。意思の代表は逆に能動的である。というのも、決定へのより直接的な参加、それらを行うものの直接の選択に至るからである。」

代表は「単純な記録」ではないとすれば、先の指摘のように「民意」をどう「解

57) 宮沢俊義は周知のように、「今日の議会の存在理由は、それが *gouvernement by discussion* であることにあるのではない。それは、議会がそこに代弁される利益相互間の現実的な妥協の場であることにある」と述べている。宮沢俊義「議会議制の生理と病理」『憲法と政治制度』39頁（岩波書店1968年）。

58) たしかに、利益代表民主制は「国民主権」と「一般意思」の理論が支配的であったフランスにおいては正面から承認されることはなかった。しかし、「兼職」といういささか特異な迂回路を通じ、特殊利益の「代表」を事実上可能にするメカニズムが存在してきたことは、問題点として指摘されねばならない。この点については、拙稿「『国民主権』『一般意思』と『特殊利益』——フランスにおける『集権』と『代表』をめぐって——」『国家と自由—憲法学の可能性』（日本評論社、近刊予定）をも参照。

59) M. Duverger, *op.cit.*, p. 217.

60) *Ibid.*, p. 218.

「積」するかが常に問題とならざるをえない。例えば比例代表制と政党というフィルターを通じ、世論を解釈することもできる。しかしかかる「世論」の「解釈」がとられたフランス第四共和制下では、極度の内閣の不安定が生じていた。それゆえデュヴェルジェは、上のように、「多くの二義的対立の中で基本的対立を分散させる」ことになる「意見の代表」ではなく、「本質的対立の分離線でもってそれらを断つ」「意思の代表」を主張したのである。そこには議院内閣制における多数派形成、さらには「民意の集約」をどう行うか、という重要な問題が含まれているが、ここではその点には立ち入らず、「解釈」によりどこまで「民意」をつくり出すことができるのかという点を今少し考えてみることにしよう。

日本においても、デュヴェルジェの議論に着想を得つつ「国民内閣制」を主張する高橋和之によって、同趣旨の指摘がなされている。「国民意思は反映されるばかりのものとしてそこにあるのか」との懐疑に対し、高橋はひとまず次のように答える⁶¹⁾。

「国民意思は、選挙制度の外に、既に完成されたものとして、存在するわけではない。しかし、常に形成途上にあるものとして、存在はするのであり、選挙のたびに、選挙制度により、具体的な内容をもつものとして『表現』されるのである」。

このように、いわば「生の世論」の存在を想定しつつも、高橋は続けて、「民主政治が必要とする国民意思を表明するには、いかなる選挙制度を用いるのがよいか」を考える必要があり、「いかなる国民意思が民主政治にとり必要かは、民主政治をどのように構想するかにかかると述べている⁶²⁾。ここでの「モデル」は、代表のあり方を規定するものではなく、表現者の「意匠」—「民主政治」のあり方—に応じ自由に「解釈」可能なものとして、想定されているように見える。かかる主張は、上で指摘した「代表の構成的営為」とどう重なり、あるいはどう

61) 高橋和之「『国民内閣制』再論（下）」ジュリスト1137号92頁。
 なお、本稿がここで問題としている、「世論と利益から社会を再編する」代表の「構成的」営為とは、すでに見たように、「国民の明確な政策意思の表明」というよりも広く、表象＝代表に関わる、ある種の「集団的アイデンティティ」の形成といった意味合いをも含んでのものである。

62) 同93頁。

異なるであろうか。

たしかにロザンヴァロンがいう、「世論と利益からの社会の再編」が代表的「構成的」営為に存する以上、それを「代表」による世論の「解釈」ということもできないわけではない。しかしこの「解釈」は全く随意になされるわけではない。代表されるべきモデルが「把握不可能」であるとしても、何らかの形で様々な利益や構成要素は少なくとも存在している。ただそれらは、ロザンヴァロンに倣えば、かつての団体社会とは異なり、「安定的に社会に印される与件」としては存在しないのである。代表の役割は、ふたたびロザンヴァロンの表現に倣えば、「個人と共同体との間の均衡」を実現すべく、それらを結節することである。代表—とりわけ《政治代表のカテゴリー》としての政党は、単なる世論の受動的記録にはとどまらない、しかし社会を構成する諸要素と深く結びついた、「与件と構成されたものの中のある種中間的地位を占める」ものとして把握されることになる。

世論や社会を一定の理念に従い随意に解釈し、「民意」を自由に創出してゆくという視点は、革命以降のフランス政治史を貫く「意思の民主主義」とも重なり合うように思われる。かかる「意思の民主主義」あるいは「意思としての政治」を通じた、集团的権力・共同体の創出の意義を、ロザンヴァロンも十全に認めている。しかし本稿の検討を通じ確認してきたように、ロザンヴァロンが同時に強調するのは、「すべてが政治から発するわけではない」ということである。それゆえ、彼がいう「多元主義の合理化」「新たな多元主義」は、「世論と利益からの社会の再編」という優れて主体的な営為と、社会における自律的な「制御」のメカニズムとの、「均衡」の上に構想されることになる。かかる「再編」の中心となるのは、もちろん「政治代表」であるが、他方において、「意思の政治」を補完する「多元的代表の諸形態」もまた重要な意味をもつことになる。「社会的民主主義」による「政治的民主主義」の補完といってもよいであろう。「社会的民主主義」とは、「社会から発する諸集団と政治システムとの邂逅の場」でもあり、そこで問題となるのは、「社会をその多様性においていかに権力の行使と共通の規範の策定に参加させるのか」ということである⁶³⁾。「国内の地域的・社会のおよび経済的諸利益の公正かつ実効的な均衡のとれた代表」という観念—いわゆる

「社会学的代表」一は、以上のような視点を含むものとして、理解されるべきであろう。

（3）政治的平等・主権と「多元的代表の諸形態」

ロザンヴァロンによる「均衡民主制」、あるいはそのイメージのもとで理解される「社会学的代表」の観念が、「国民（人民）主権」の理念、そしてとりわけそれが前提とする、政治的平等の理念とどう関わるかも、検討を要する点であろう。

特にⅡ 1「民主的普遍主義と代表の困難」で検討したように、革命期に確立された「国民主権」は、等質の個人から形成される一体不可分の「国民」を想定していた。それは、潜在的には、それぞれの特殊な属性を捨象された抽象的な存在としての個人（あるいは「市民」）の平等を含意している。とりわけ、「意思能力を有する個人」の集合体—「人民」—としての主権主体を想定する場合には、そこから「政治的平等」が帰結されることは極めて明瞭である。以上のような「国民（人民）」観と「政治的平等」が、「等質の選挙区」の形成を帰結することはすでに見たとおりである。

以上のような理念は、必ずしも代表の「多様性」を帰結するわけではない。代表されうるのが「等質の個人」あるいは「抽象的市民」のみである以上、社会の「多様性」や起伏に富んだ「国民（人民）」の表情を形作る、個人以外の様々な要素や利益の代表を直接語ることはできない。そこから生じたのが「代表の困難」であった。フランスに特徴的な民主的一元論・普遍主義に対し、様々な「多様性」「アイデンティティー」の表明の要求が突きつけられてきたことは、ここで繰り返すまでもなく、ロザンヴァロンが描くフランス民主主義の歴史が何より如実に示すところである。さらには近時の単一不可分の共和国の動揺（新たなアイデンティティーの主張）も、そうした要求と共通した基盤を有する。しかし、多様性の考慮の一方で、社会が「コーポリットな要求とクライアンテリスムのつながりの不協和音の併存」により細分化されたり、「多数の孤立し分離した声に引

63) A.Chariot, *La démocratie sociale à la française. L'expérience du Conseil national économique*, La Découverte, 2002, p. 3. 同書には、ロザンヴァロンが序文を寄せている。

き裂かれ」たりしないためには、すなわち「多元主義の病理」に過度に侵されな
ないためには、社会的権力の形成を定礎する原理は不可欠である⁶⁴⁾。

「主権」＝等質性・集团的権力と「多様性の考慮」との両立は、難題である。
社会の多様性の考慮と、政治的平等という強度の民主的正当性に根ざした集团的
意思の形成の必要性を調和させることの重要性は否定しえないが、「多元的代
表」の諸形態が、ある種の「多元主義」を内包しており、かつまた「社会の自律
的制御」という、「主権」＝政治的民主主義の領域を限定する要素を伴っている
だけに、両者の関係は常に緊張をはらむ。

ところで、「半代表制」という概念を案出したエスマンが、「平衡力 (contre-
poids)」という視点から、「半代表制」における異質の要素の併存を説明したこ
とはよく知られている。エスマンによれば、「可能なかぎり正確に、国政選挙人
の多数派によって表明される現実の国民の意思を表明し、執行すること」⁶⁵⁾を目
的とする「半代表制」は、その論理に忠実であろうとすれば「人民の意思の実現
を正確に保障するという口実のもと、単一の議会のほとんど無制限の専制を導
く」⁶⁶⁾。そこでこうした危険に対し、比例代表制、命令的委任、レファレンダム
といった制度がいわば不可欠の「平衡力」として位置づけられることになる。代
表が「国民」の名において権力を「全く自由に、彼等自身の評価にしたがって行
使する」⁶⁷⁾「古典的代表的制」にあっても、国民代表の権力が無限になることを抑
止するため、権力分立、二院制、大臣責任制、刑事陪審といった「平衡力」が想
定される。もっともこの場合、なぜ「半代表制」あるいは「古典的代表的制」に対

64) ロザンヴァロンの主要な関心のひとつは、すでに見たように、個人の多様性や社
会の多元性の尊重の要請というリベラリズム的な視点を基底に据えつつ、それを
集团的権力の必要性といかに両立させるか、という点にある (*Démocratie inache-
vée*, p. 414 et s. など参照)。

ところで、フランス語圏におけるリベラリズムに関する著作では、リベラリス
ムの源流においては、「権力からの自由」というよりは、個人の自由と集团的権力
の結合という視点が存在してきたことが、しばしば強調されている。この点につ
きさしあたり以下などを参照。L. Jaume, *La liberté et la loi*, Fayard, 2000 ; J.
Lacroix, *op.cit.*

65) A. Esmein, «Deux formes de gouvernement», *R.D.P.*, 1894, p. 25.

66) *Ibid.*, p. 35.

67) *Ibid.*, p. 15.

し、「平衡力」による「行き過ぎ」の緩和が求められるのかは、なお説明を要する点であろう。「行き過ぎ」が好ましくないとするならば、「行き過ぎ」を必然的に帰結する基本原理のあり方それ自体が問われざるをえないからである。

ロザンヴァロンの「均衡民主制」のなかにも、エスマンの「平衡力」と同様の発想を見出すことができるが、「均衡民主制」は、すでに見たように、単なる「異質の要素の併存」ではない。そこでは、「世論と利益から社会を再編」し、「新たな多元主義」を生み出す代表の営為を通じ、あるいは「政治的民主主義」のいわば「公式の制度」の周縁でその不十分さを補完する「多元的代表の諸形態」（「社会的民主主義」）を通して、等質性と多様性との両立が図られている。

民主主義を規範的に枠づけることなく、「歴史」としての民主主義を追求するロザンヴァロンにとって、「均衡民主制」はまさに歴史的に形成された民主主義の一形態ということになろう。次に見るように、「歴史」として民主主義を語ることはたしかに重要な意味をもつ。しかしながら、ひとたび「歴史」を離れ、たとえば公法上の概念として「民主主義」あるいは「国民（人民）主権」を考えようとするならば、「均衡」を一貫した論理としてどう説明するかは、なお残された問題である。

もとよりここで簡単に結論を出すことのできる問題ではないが、この点と関連して興味深いと思われるのは、日本において精力的に主権論を展開してきた杉原泰雄が、フランスにおける「国民主権」の基礎にある等質性・一体性とは「異質」の要素―「社会学的代表」、二院制、地方自治などを、その「人民主権」の主張の中に積極的に組み込んでいることである。「社会学的代表」が「『人民代表制』下で当然のこととされるのは、議会構成に民意の分布状態が反映されていなければ、議会を通じて『人民』の意思が表明されるはずがないからである」⁶⁸⁾、「人民主権」は、「『人民』のために徹底した民意による政治を要求するものとして、地方自治を重視する」⁶⁹⁾、といった表現からもうかがわれるように、「民意の

68) 杉原泰雄『憲法Ⅱ統治の機構』172頁（有斐閣1985年）。もっとも杉原は、「社会学的代表制」を論じるに当たり、「類似性」「代表の正確性」といった表現を用いている。これらの表現が含む問題については、先に述べたとおりである。

69) 同・171頁。

徹底した反映」が代表における「多様性」「多元性」を導く鍵になっているように思われる。「民意の徹底した反映」が、等質の選挙区から選挙される議員からなる中央議会による決定、あるいはそれを補完する国民投票による多数決の決定にすべて解消されるものでないとするれば、等質性・一体性ととの調和を図りつつ、「民意」の「多様性」の追求が要請される、ということであろう⁷⁰⁾。杉原による「人民主権」論は、フランスにおけるその具体的「担い手」が「国民主権」に対抗しつつ歴史的に主張してきた「民意の徹底した反映」をめぐる諸要素の集積から抽出されたものであるが、それらを「民意の徹底した反映」という理念を通じ整合的に説明することは不可能ではないかもしれない⁷¹⁾。

2 「歴史」としての民主主義をめぐる

「歴史」としての民主主義という、ロザンヴァロンの民主主義をめぐる一連の著作を貫く視点についても、最後に一言触れておくことにしよう。ロザンヴァロンがかかる視点を通じ企図するのは、「はじめに」でも述べたように、「人々の闘争と世界の表象との交錯点を常に捉える」という「鎖の両端をつなぐ」試みである。それは、ロザンヴァロンによれば、「権力闘争と利益紛争の解釈を強調する」⁷²⁾「社会史」とも、また「現実の社会のメカニズムを明らかにする」⁷³⁾「社会学」とも、異なる。前者のみでは「闘争」の基底にある「表象」の意味を十分に

70) 等質性・一体性と多様性との均衡という問題は、もちろん政治制度に限られるものではない。政治的意思決定の基礎にある「市民」「個人」の概念それ自体が今日問われていることは周知の通りである（「新たなアイデンティティーの要求」。この点については特に、一定の歴史的担い手を背後にもつ「人民主権」よりも中立的な「市民主権」の概念を提唱しつつ、「ジェンダー」の問題をはじめ、「市民」と様々な集団・アイデンティティーとの関係をめぐり立ち入った検討を行っている、辻村みよ子『市民主権の可能性』（有信堂2002年）を参照。

71) 「人民主権」と先に検討した意味での「社会的代表」（「多元的代表の諸形態」との両立を考えようとすれば、すでに触れたように、「主権」と不可分の「意思の政治」と、その一定の限定を含蓄する「社会的民主主義」との関わりも、問題となる。本稿ではこれ以上立ち入って検討する余裕がないが、この点に関連し、「人民主権」における「自治」の意味を強調する論考として、小沢隆一「憲法と社会的自治」『21世紀の立憲主義——現代憲法の歴史と課題』171頁（勁草書房2000年）を参照。

72) P.Rosanvallon, *Pour une histoire conceptuelle du pouvoir*, Seuil, 2003, p. 21.

73) *Ibid.*, p. 23.

解き明かすことはできないし、現実を隠すベールを引きはがす後者も、「個人の世界における社会的統合の条件」⁷⁴⁾としての「抽象」という、「フィクション」の意味を十分には捉え切れないからである。他方において、それは、社会の歴史や現実と距離を置いた「自律した理念史の試み」⁷⁵⁾とも異なる。「表象」が社会と不可分であることについて、ロザンヴァロンは次のように述べる⁷⁶⁾。

「表象 (représentation) と理念 (idées) は、社会的経験を構成する素材 (matière) となる。」「これらの表象は、社会の生における現実の力強い《基盤 (infrastructure)》をなすのだ。」

ロザンヴァロンがかかる企図を通じてめざすものは、先に検討したように、「能動的なアイデンティティーの希求」である⁷⁷⁾。一定の時間と空間を共有しつつ、政治という能動的な営みを通じ社会を「再編」することといってもよいであろう。そこでは何より、「共通の経験」を通じた共同体のアイデンティティーの形成が考えられている。民主主義が「時間の関数」であるとされるのはこのためである⁷⁸⁾。また、やはりすでに見たように、その意義を高く評価しつつも、ロザンヴァロンがロールズやハーバーマスの議論と一線を画そうとする理由もここにある。ロザンヴァロンにとっては、「共通世界の構築は単に共有された価値にのみ立脚するのではない」のである。「相違を受容しそれらの共存を組織化することを可能にするルールが発見されること」という、リベラリズムにも通じる出発点に立ちつつも、ロザンヴァロンは「言語や法の純粹科学が、そこに従うほかなような合理的解決を人々に提示しうるかの如く、規範性の接手によって近代政

74) *Ibid.*, p. 24.

75) *Peuple introuvable*, p. 362.

76) *Pour une histoire conceptuelle du pouvoir*, p. 29.

77) この点とも関わり、脚注の中ではあるが、ロザンヴァロンがサンデルとドウォーキンの名をあげ、「リベラル」と「コミュニタリアン」の論争に言及しているのは興味深い (*Peuple introuvable*, p. 339 note 1)。

ロザンヴァロンによる「集団的アイデンティティーの形成」「歴史としての民主主義」という視点は、コミュニタリアズムと一定の親和性をもつようにも見えるが、彼の主要な関心はあくまで、個人の多様性や社会の多元性の尊重の要請という観点をリベラリズムと共有しつつ、「所与」のものとしてではなく、「主体的」に「共通のアイデンティティー」を形成してゆくことである。

78) この点につき詳しくは、*Démocratie inachevée*, p. 411 et s.

治のエニグマを晴らそうとしてはならない⁷⁹⁾と述べる。

本稿ではロールズやハーバーマスの理論について批判的に検討するだけの余力はないし、それは筆者の手に余る作業である。ここでは、最後になるが、ロザンヴァロンが、「手続的民主主義」ではなく「歴史としての民主主義」にこだわる背景についてのみ、今一度簡単に触れておくことにしよう。それはまさに民主主義の実質を形作る「表象」に関わる。

社会が判読可能性を大きく喪失した今日、現実の社会について語りながらアイデンティティーを再生する試みは、大きな困難に逢着せざるをえない。「手続的民主主義」が魅力的に映るのはそのためでもある。しかしロザンヴァロンは、「市民が感ずる不満をそれらが考慮しうるか」という疑問を呈する。かかる疑念は、民族的・宗教的な紛争や独立・分離の動向に代表される、「社会契約の衰弱と集团的アイデンティティーの縮減による国民国家の内からの脆弱化⁸⁰⁾」という認識と結びついている。集团的アイデンティティーの揺らぎは、グローバリゼーションや欧州統合など、いうまでもなく外からも生じている⁸¹⁾。特に、欧州統合の進展をめぐる今日問題となっているのは、「共通の制度の形式的正当性の増大が、世論内部における欧州全体の正当性の喪失の拡大を相伴っている⁸²⁾」という点である。「法的 (légale) 共同体」と「精神的 (morale) 共同体」のずれといってもよいかもしれない。

社会学的実体の喪失に加え、このように民主主義を支える「実質」が揺らいでいる今日、民主主義や「国民 (人民) 主権」に実体を与えるべく、「歴史」の中で「主体的」にアイデンティティーを希求する試みを、社会と社会に働きかける

79) *Pour une histoire conceptuelle du pouvoir*, p. 27.

80) *Ibid.*, p. 40.

81) 内と外からの国民国家・「国民主権」の動揺をめぐるには特に、辻村・前掲注70) 142頁を参照。

82) J.Lacroix, *op. cit.*, p. 173. リベラリズムとコミュニタリアリズムを比較検討する同書は、政治的統合の原理としてはコミュニタリアリズムがリベラリズムのオルタナティブとはなりえない (結局、多様性・多元性を帰結しえない) との診断を下しつつも、欧州統合が進展する中、コミュニタリアリズムが提示する視点が一定の「警鐘」としての意味をもちうることを指摘している。「法的 (légale) 共同体」「精神的 (morale) 共同体」という言葉は、マイケル・ウォルツァーを引きつつ、欧州統合をめぐる同書が用いているものである。

「表象」との接点において続けることの意味は、決して小さくないように思われる。